

平成 2 5 年 度 税 制 改 正 要 望 検 討 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(文部科学省)

制 度 名	国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税額控除の導入		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国際競技大会である2019年ラグビー・ワールドカップ開催や、2020年オリンピック招致に向け、また、老朽化に伴う改築のため、(独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」)が所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業について、広く一般から寄附を募集し、個人寄附に係る税額控除選択制を導入する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲95 百万円 (－百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

国際的な競技大会等を開催するための基盤を整備するため、国立霞ヶ丘競技場を整備する。施設の整備に当たっては、防災機能を強化することにより、地域の防災拠点として役割を果たす施設とする。

(2) 施策の必要性

国際的な競技大会等の開催を推進するにあたっては、大規模な人数を収容できる競技場が不可欠であるため、大規模スポーツ施設として最大の収容人数となる8万人規模の施設の整備が必要である。また、センターが所有する国立霞ヶ丘競技場は現在老朽化が進んでおり、周辺施設の整備と合わせた大規模な改修整備を行う必要がある。さらに、スポーツ施設の防災拠点としての機能を強化し、災害時に帰宅困難者や避難者を受け入れるための設備等を充実させることが重要である。

※参考

○「スポーツ基本法」（平成23年8月24日施行）（抜粋）
（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（国際競技大会の開催への支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

○「スポーツ基本計画」（平成24年3月30日策定）（抜粋）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標： 国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

施策目標： 国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機関が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

（3）スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツ基本法では、政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じると規定されている。国のスポーツに対する支出は、国内総生産（GDP）との対比で見ると、諸外国と比べて高いとは言えない水準にある。また、地方公共団体のスポーツ関係支出額・地方財政に占める割合は、いずれも平成7年度をピークに近年半減するという厳しい状況にある。スポーツの推進に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、国として責任をもって取り組む施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策目標 11 スポーツの振興
		政 策 の 達 成 目 標	国立霞ヶ丘競技場の整備により、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	現行法令上、独立行政法人は特定公益増進法人に該当し、個人からの寄附については年間所得の40%を限度として、寄附金から2千円を差し引いた金額が、寄附者の年間所得から控除される。また、法人からの寄附については、一般の寄附とは別枠で、損金算入限度額の範囲内で損金に算入される。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	国立霞ヶ丘競技場の整備のための経費を、平成25年度概算要求で要望することを検討している。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	多様な財源を確保する観点から、予算上の措置に加え、広く国民から寄附を募り、その個人の寄附について税額控除を導入する。
		要望の措置 の 妥 当 性	上記要望の措置は、以下の理由により妥当である。 ① 国際競技大会等の国民の注目を集める行事の開催場所となる施設の整備は、国民が具体的に支援内容をイメージしやすいため、支援拡大の誘因となる。 ② 税額控除を導入することで寄附インセンティブが高まる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成24年度に要望